

今津漁港機能保全計画（概要）

1. 機能保全レベルの設定

機能保全レベルとは、水産基盤施設の管理水準を示すものであり、対照とする漁港の役割、施設の重要度や施設が老朽化した場合の漁業活動への支障等を勘案し、管理者等が施設毎に設定することを基本とする。

機能保全レベルの代表的なタイプを表-1.1、表-1.2 及び図-1.1 に例示する。

タイプ1～3は、予防保全の考え方に基づく機能保全レベルで、施設の性能低下が要求性能を下回ることがないように早期の段階で予防的な対策を講じるものである。施設本体の機能保全レベルは、タイプ1～3のいずれかを原則とする。

タイプ4は、事後保全の考え方に基づくものであり、漁業活動上著しい支障がなく、事後保全がコスト的にも優位である付帯施設等に限り設定することができる。ただし、付帯施設であっても利用者の安全に大きく影響し、早期の対策を求められる施設もあることから、タイプ1～3の適用の要否について検討する必要がある。

また、機能保全レベルの設定に当たっては、漁業活動への支障等を考慮し、①機能保全対策のために許容される供用中止期間、②日常の維持管理として行う管理者等の点検の頻度等を踏まえて検討することが必要である。

表-1.1 機能保全レベルの概要(新)

タイプ	設定の考え方 ^(注)	適用の例
1	健全度Dの範囲で維持管理。	日常管理が困難な位置にあり、非常に重要度が高い施設、又は老朽化が一定程度進行した場合に第3者や社会への影響の大きい施設。
2	健全度Cを下回らない範囲で維持管理。	陸揚げ岸壁等、老朽化が一定程度進行した状態では日常の漁業活動への支障が大きい施設。
3	健全度Bを下回らない範囲で維持管理。	休憩岸壁等、老朽化が一定程度進行した状態でも日常の漁業活動への支障が少ない施設。
4	健全度Aの段階で維持管理。	付帯施設等、老朽化が進行し要求性能を下回った可能性がある状態でも日常の漁業活動への著しい支障がない施設。 ただし、付帯施設等であっても施設の利用者の安全の確保を勘案し、タイプ1～3の適用の要否を検討することが必要。

「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」平成27年5月改訂 P16 より

表-1.2 機能保全レベルの概要(旧)

機能保全レベル	機能保全の考え方及び保全対策の内容	備考(適用例)
事前対応型	<ul style="list-style-type: none"> 機能保全レベルを要求性能限界[※]よりも高く設定する。設計段階で高水準の保全対策を行うことで性能低下を防止し、供用期間中の要求性能を維持する。 基本的に供用期間内に保全対策は行わない。 	耐震強化岸壁など
予防保全型	<ul style="list-style-type: none"> 機能保全レベルを要求性能限界よりも高く設定する。老朽化の程度が軽微な段階で保全対策することにより性能低下を予防し、要求性能を維持する。 要求性能限界を超えない範囲において、供用期間中に頻繁に小規模な保全対策を実施する。 	鋼構造物、鉄筋コンクリート構造物など
事後保全型	<ul style="list-style-type: none"> 機能保全レベルを要求性能限界程度に下げて設定する。ある程度の老朽化は許容した保全対策により要求性能を維持する。 要求性能限界を超えない範囲において、供用期間内に2～3回程度の大規模な保全対策を実施する。 	無筋コンクリート構造物 など
観察保全型	<ul style="list-style-type: none"> 機能保全レベルを使用限界程度に下げて設定する。直接的に老朽化状態を把握できないため、要求性能限界を超える可能性もあるが、周辺の地盤や構造物の変状などを観察し間接的に性能の低下を把握することにより使用限界を維持する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 機能保全レベルを安全限界程度に下げて設定する。安全限界を超えないように監視し、老朽化による第三者への影響など安全性のみ確保する。 	供用終了構造物など

※：要求性能限界；供用期間中に対象施設に要求している性能の下限値を示す。

「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」平成 24 年 10 月改訂 P12 より

表-1.3 主要施設における機能保全レベルの設定例(旧)

構造形式	外郭施設	係留施設	輸送施設(道路等)
鋼構造物	予防保全型	予防保全型	—
鉄筋コンクリート構造物	予防保全型	予防保全型	事後保全型
無筋コンクリート構造物	事後保全型	事後保全型(予防保全型)	事後保全型

「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」平成 24 年 10 月改訂 P13 より

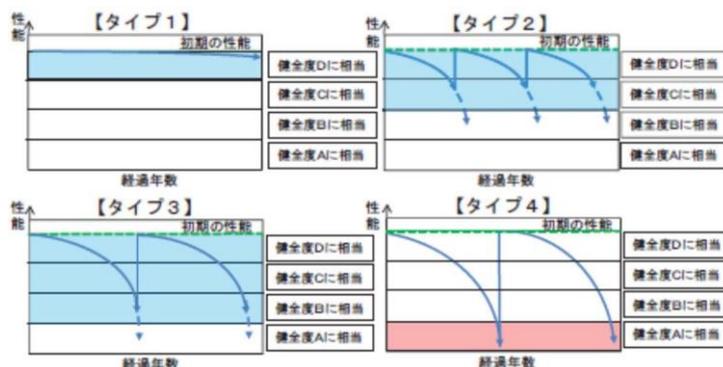
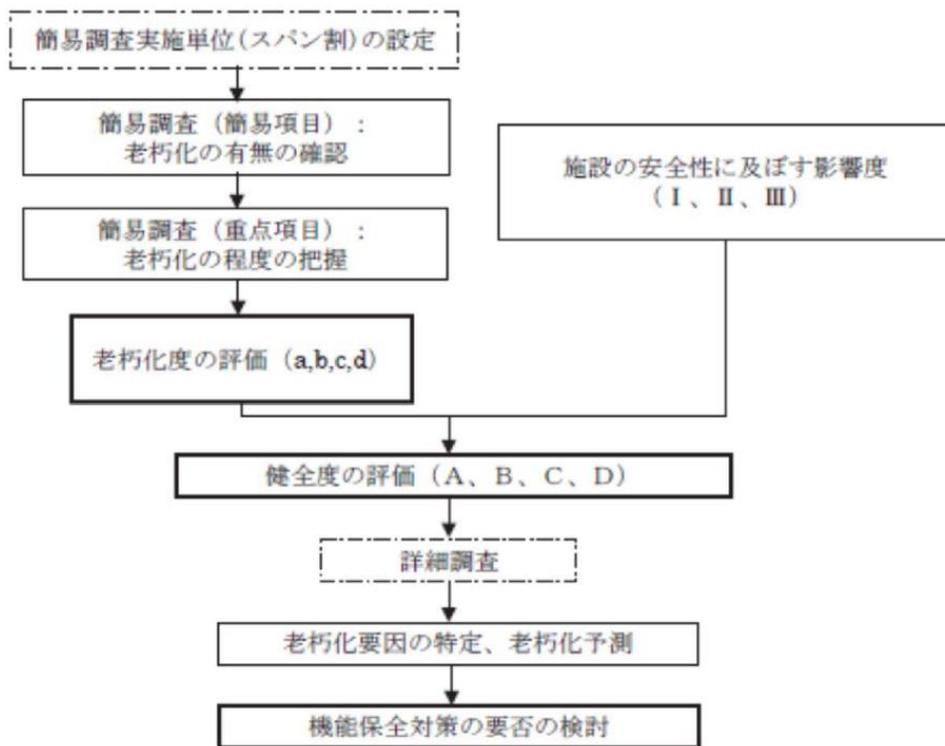


図-1.1 機能保全レベルと性能低下の程度のイメージ

「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」平成 27 年 5 月改訂 P16 より

2. 機能診断に基づく健全度評価の考え方

機能診断結果に基づく健全度評価の基本的な考え方と流れを下図に示す。対象施設の各部位・部材ごとに対する個別の老朽化度の評価(a～d)から、施設の安全性に及ぼす影響の程度(I～III)を加味して各部位・部材の健全度評価(A～D)を行い、詳細調査の結果を含めて施設全体の性能を総合的に評価(A～D)することを標準とする。



注) 実線は必須事項、破線は管理者による選択事項

図-2.1 機能診断フロー

「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」平成27年5月改訂 P18 より

【老朽化度判定】

構造物の部位、部材ごとの老朽化度は、目視調査を主体とした点検診断より下表の4段階の劣化度(a、b、c、d)で判定する。

表-2.1 老朽化度における部位・部材の状態

老朽化度	部材の性能低下の状態
a	部材の性能が著しく低下している状態
b	部材の性能が低下している状態
c	部材の性能低下はないが、老朽化が発生している状態
d	老朽化が認められない状態

「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」平成27年5月改訂 P22 より

【施設の安全性に及ぼす影響】

老朽化状態が施設の安全性に及ぼす影響の程度を、部材単位で分類(I～III)したものである。表中にない施設に対しては、類似施設等を参考に設定する。

表-2.2 施設の安全性に及ぼす影響(1)

施設	部材	施設の安全性に及ぼす影響	備考	
外郭施設	本体工(コンクリート単塊、方塊ブロック等)	I		
	本体工(ケーソン、セルラーブロック、L型ブロック等)	I		
	本体工(鋼管杭、鋼管矢板、鋼矢板)	I		
	本体工(浮体部)	I		
	本体工(防食工(被覆防食工、電気防食工))	II		
	上部工(上部工)	II		
	エプロン工(水叩き)	I	吸い出し、空洞化、沈下・陥没	
	係留索	I		
	係留索取付部(ヒンジ部)	I		
	消波工	II		
	付帯工(車止め、係船環等)	II 又は III		
	排水工(排水設備)	III		
	護岸 (航路護岸、 泊地護岸)	本体工(コンクリート単塊、方塊ブロック等)	I	
		本体工(ケーソン、セルラーブロック、L型ブロック等)	I	
		本体工(鋼管杭、鋼管矢板、鋼矢板)	I	
		本体工(防食工(被覆防食工、電気防食工))	II	
		上部工(上部工)	II	
		エプロン工(水叩き、背後地)	I	吸い出し、空洞化、沈下・陥没
		付帯工(車止め)	III	
排水工(排水設備)		III		
係留施設	本体工(コンクリート単塊、方塊ブロック等)	I		
	本体工(ケーソン、セルラーブロック、L型ブロック等)	I		
	本体工(鋼管杭、鋼管矢板、鋼矢板)	I		
	本体工(浮体部)	I		
	本体工(防食工(被覆防食工、電気防食工))	II		
	上部工(上部工)	II		
	上部工(床版)	II		
	係留杭、係留索	I		
	ローラー部、係留索取付部(ヒンジ部)	I		
	付帯工(連絡橋、護橋)	I		
	斜路工(斜路部、船置部)	II		
	エプロン工	I	吸い出し、空洞化、沈下・陥没	
	付帯工(防舷材、係船柱、車止め、すべり材等)	II 又は III		
	排水工(排水設備)	III		
	水域施設	航路、泊地及び付帯施設(サンドポケット)	I	
増・養殖場	本体工(コンクリート単塊、方塊ブロック等)	I		
	本体工(セルラーブロック、L型ブロック等)	I		
	本体工(鋼管杭、鋼管矢板、鋼矢板)	I		
	本体工(浮体部)	I		
	本体工(防食工(被覆防食工、電気防食工))	II		
	上部工(上部工)	II		
	エプロン工(水叩き)	I		
	係留索	I		
	係留索取付部(ヒンジ部)	I		
	消波工	II		

※1)エプロン工については、要状の形態別に調査項目を「I」、「II」に区分する。

※2)上表の分類については、「港湾の施設の点検診断ガイドライン【第2部実施要領】平成26年7月」等を参考に設定した。

表-2.2 施設の安全性に及ぼす影響(2)

安全性に及ぼす影響度	施設の安全性に及ぼす影響
I	a が全数の 2 割以上あると、施設の安全性に影響を及ぼす
II	a が全数の 5 割以上あると、施設の安全性に影響を及ぼす
III	施設の安全性に直接的には影響を及ぼさない

「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」平成 27 年 5 月改訂 P23 より

【健全度評価】

部材毎に設定した安全性に及ぼす影響度の分類に応じて、高い老朽化度(a または b)の占有率から健全度を判定することを基本とする。下表は、安全性に及ぼす影響を踏まえた健全度の判定基準を示したものである。部材によっては、老朽化度が側材に機能低下に結び付くわけではないことから、老朽化度と安全性に関する影響度の相関性を考慮したものである。

表-2.3 健全度の判定基準

		健全度			
		A	B	C	D
安全性に及ぼす影響度	I	「a が全数 ^{甲)} の 2 割以上」を占めており、既に施設の性能が低下している。	「a が全数の 2 割未満」、かつ「a + b が全数の 2 割以上」占めており、対策を施さないと施設の性能の低下が懸念される。	A、B、D以外	すべて d のもの
	II	「a が全数の 5 割以上」、もしくは「a が全数の 2 割以上、5 割未満」かつ「a + b が全数の 8 割以上」占めており、既に施設の性能が低下している。	「a が全数の 5 割未満」、かつ「a + b が全数の 5 割以上」占めており、対策を施さないと施設の性能の低下が懸念される。	A、B、D以外	すべて d のもの
	III	-		D以外	すべて d のもの

「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」平成 27 年 5 月改訂 P24 より

表-2.4 健全度における施設の状態

健全度	施設の状態
A	施設の主要部に著しい老朽化が発生しており、施設の性能が要求性能を下回る可能性のある状態。
B	施設の主要部に老朽化が発生し性能の低下が認められ、予防的対策を施さないと将来要求性能を下回る恐れがある状態。
C	軽微な老朽化は発生しているものの施設の性能に関わる老朽化は認められず、性能を保持している状態。
D	施設に老朽化は認められず、十分な性能を保持している状態。(当面、性能の低下の可能性がない状態)

「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」平成 27 年 5 月改訂 P24 より

3. 調査結果一覧及び部材ごとの評価一覧

施設ごとの調査結果一覧及び総合評価を以下より示す。

表-3.1 調査結果一覧表

漁港	順番	漁港の平面図 対象番号	施設区分	施設種類	施設名	形式					建設又は 取得の年月日	竣工 年度	経過 年数	調査項目			総合 評価	調査結果・考察等							
						形式	主要部材	その他の構造	延長 (m)	幅員 (m)				天幕高 (m)	水深 (m)	面積 (m ²)		簡易調査 項目	重点 項目	詳細 調査	主要部材・その他部材			付帯施設	
																					主要変状状況	対策の要否	対象箇所	変状状況	対策の要否
今津	1	1	外郭	防波堤	防波堤	直立堤	コンクリート		31.6	4.60	+5.70	145.4	S34.3.31	1959	57	○	○	B	本構に経年の劣化によりひび割れや陥没が進行しており、このまま放置した場合には安全性の低下が懸念される。	○	本体工	-	×	-	
	2	2		導流堤	導流堤	直立堤	T型コンクリート		85.3	4.60	+5.70	392.4	S34.3.31	1959	57	○	○	A	本構に経年の劣化により崩落の発生や欠損が進行しており、既に安全性が低下していると考えられる。	○	本体工	-	×	-	
	3	3		護岸	1号護岸	直立型	コンクリート		161.0	1.60	+6.30	257.8	S35.3.31	1960	56	○	○	B	本構に経年の劣化によりひび割れや陥没が進行しており、このまま放置した場合には安全性の低下が懸念される。	○	本体工	-	×	-	
	4	4			2号護岸	直立型	T型コンクリート		53.0	2.00	+5.70	106	S34.3.31	1959	57	○		-	本構にコンクリートのひび割れや劣化が見られるため、今後、緊急調査(重点項目)を実施する必要がある。	×	-	-	×	-	
	5	19			7号護岸	重力式	コンクリート		182.0	1.60	+7.00	291.2	S55.3.31	1980	36	○		-	本構に鉄筋の露出が見られるため、今後、緊急調査(重点項目)を実施する必要がある。	×	-	-	×	-	
	6	23			8号護岸	重力式	コンクリート		45.6	3.00	+4.60	136.8	S58.3.31	1983	33	○	○(潜)	B	上部工に経年の劣化によりひび割れや陥没が進行しており、このまま放置した場合には安全性の低下が懸念される。	○	上部工	-	×	-	
	7	26			9号護岸	重力式	コンクリート		23.6	3.00	+4.60	70.8	H13.3.31	1989	27	○	○(潜)	B	構体の動揺に伴い水可成コンクリートの落下が発生しており、3cm程度の劣化が確認されたが、経年の積み重ねによる。	○	水用工	-	×	-	
	8	38			10号護岸	重力式	コンクリート		511.7	4.20	+7.00	2149	H10.3.31	1996	18	○		-	異常な変状に発生する可能性を考慮し、緊急調査(重点項目)を実施する必要がある。	×	-	-	×	-	
		38-1			10号護岸	重力式	コンクリート		60.3	3.50	+3.50	211.1	"	"	"	○	○(潜)	C	全体的に修繕を行うことで、崩落部で部分的に陥没が発生しているが、陥没部では陥没に影響する程度ではない修繕を要する必要がある。	×	-	-	×	-	
	9	61			12号護岸	平行階段式	コンクリート		4.6	8.90	+4.50	40.9	S61.3.31	1986	30	○		-	構形にかかわる劣化は認められなかった。	×	-	-	×	-	
	10	6	物揚場	1号物揚場	平行階段式	コンクリート		56.5	7.00	+5.10	395.5	S38.3.31	1963	53	○	○	C	エポキシの経年の低下、ひび割れ、本構の経年のひび割れが所々に見られるが、現時点では構形に影響する程度ではなく修繕の要する必要がある。	×	-	-	×	-		
	11	7		2号物揚場	方塊石積	石材コンクリート		127.0	4.00	+4.50	508	S39.3.31	1964	52	○	○	C	エポキシの経年の低下、ひび割れが所々に見られるが、現時点では構形に影響する程度ではなく修繕の要する必要がある。	×	-	-	×	-		
	12	24		3号物揚場	平行階段式	コンクリート		296.1	8.90	+4.50	2635	S60.3.31	2011	5	○		-	異常な変状に発生する可能性を考慮し、緊急調査(重点項目)を実施する必要がある。	×	-	-	×	-		
	13	30		4号物揚場	平行階段式	コンクリート		299.0	2.40	+4.50	717.6	H3.3.31	1991	25	○	○(潜)	C	若干の劣化が見られるが、構形にかかわる劣化は認められなかった。	×	-	-	×	-		
	14	45		係留	5号物揚場 浮桟橋(POH)	浮体式	鋼材		40.0			H9.3.31	1997	19	○	○(潜)	D	構形のひび割れが所々で発生しているが、現時点では構形への影響は大きくない。	○	ポンクン	-	×	-		
					係留杭 φ900×14							"	"	"	○	○(潜)	C	若干の劣化が見られるが、現時点では構形に影響する程度ではなく修繕を要する必要がある。	○	渡橋	-	×	-		
					6号物揚場 浮桟橋(鋼製)	浮体式	鋼材		47.8			H22.3.31	2010	6	○	○(潜)	C	エポキシの腐り剥離が所々で発生しているが、現時点では構形に影響するものではないが予防保全の観点から見られる。	○	ポンクン	-	×	-		
	15	62		船揚場	係留杭 φ950×10、φ700×11					"	"	"	○	○(潜)	D	構形にかかわる劣化は認められなかった。	○	渡橋	-	×	-				
	16	5	船揚場		コンクリート		60.0	30.20	+5.50	1,812	S38.3.31	1963	53	○	○	C	剥離に若干見られるが、構形に所々ひび割れが発生しているが、現時点では構形に影響する程度ではなく修繕を要する必要がある。	×	-	-	×	-			
			船揚場		コンクリート		50.0	53.50	+4.50	2,675	H4.3.31	1992	24	○		-	陥没、崩落に発生する可能性を考慮し、緊急調査(重点項目)を実施する必要がある。	×	-	-	×	-			
	17	37	水域	泊地				3.00	+3.00	-2.00	3,049	H20.3.31	2006	8	○	○	A	水域の削り以上の範囲で水深が不足しており、構形保全対策の検討が必要である。	○	泊地	-	×	-		
	19	47		泊地				2.35	+4.20	-1.50	8,800	H20.3.31	2006	8	○	○	A	水域の削り以上の範囲で水深が不足しており、構形保全対策の検討が必要である。	○	泊地	-	×	-		
	20	48		泊地				2.70	+4.20	-2.00	13,400	H20.3.31	2006	8	○	○	A	水域の削り以上の範囲で水深が不足しており、構形保全対策の検討が必要である。	○	泊地	-	×	-		
	21	21		防砂堤	防砂堤	重力式	コンクリート		182.7	4.00	+5.70	730.8	S56.3.31	1981	35	○		-	上部工、本構にひび割れ、コンクリートが見られるため、今後、緊急調査(重点項目)を実施する必要がある。	×	-	-	×	-	
	22	60	防砂堤		単塊式	コンクリート		100.0	3.50	+5.90	350	H18.3.31	2006	10	○	○(潜)	B	本構でひび割れや欠損が多く発生しているが、警戒範囲であり修繕を要する必要がある。	×	-	-	×	-		
	23	63	防砂堤		単塊式	コンクリート		100.0	3.50	+5.90	350	H23.3.31	2011	5	○	○	D	構形にかかわる劣化は認められなかった。	×	-	-	×	-		
	24	65	防砂堤		単塊式	コンクリート		100.0	3.30	+6.10	330	H27.3.31	2015	1	○	○(潜)	D	構形にかかわる劣化は認められなかった。	×	-	-	×	-		
	25	16	水域	航路					-2.50	31,400	H14.10.7	2002	14	○	○	A	航路の削り以上の範囲で水深が不足しており、構形保全対策の検討が必要である。	○	航路	-	×	-			
26	50	航路						-2.50	3,712	H13.9.11	2001	15	○	○	A	航路の削り以上の範囲で水深が不足しており、構形保全対策の検討が必要である。	○	航路	-	×	-				
27	10	輸送施設	今津漁港道路	砂利道		65.0	6.20			S38.3.31	1963	53	○	○	B	構形が全体的にひび割れが発生しているが、現時点では通行に影響する程度ではない修繕を要する必要がある。	×	-	-	×	-				
28	59		今津漁港道路	舗装道		556.1	7.00			H20.3.31	2006	8	○		-	構形にかかわる劣化は認められなかった。	×	-	-	×	-				

4. 優先度の設定

4.1 優先度の設定方法

優先度の設定に当たっては、「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(案)平成27年5月改訂/水産庁漁港漁場整備部」P参考7-3,4を参考に、施設の重要度や漁港の重要度に対して、調査結果より得られる部材ごとの老朽化レベルにおける配点を乗じた得点による評価を行うものとした。

また、実際の利用実態(利用頻度が高い、優先的に対策を実施したい施設等)が反映できるように、利用者要望等も加味して、以下のように総合的に評価するものとした。

・得点=(施設重要度+漁港重要度)×施設の老朽化レベル+利用者要望

尚、優先度の設定に当たっては、早期の補修対策の実施が望まれるA判定の施設を優先的に対策するものとして優先順位を設定する。

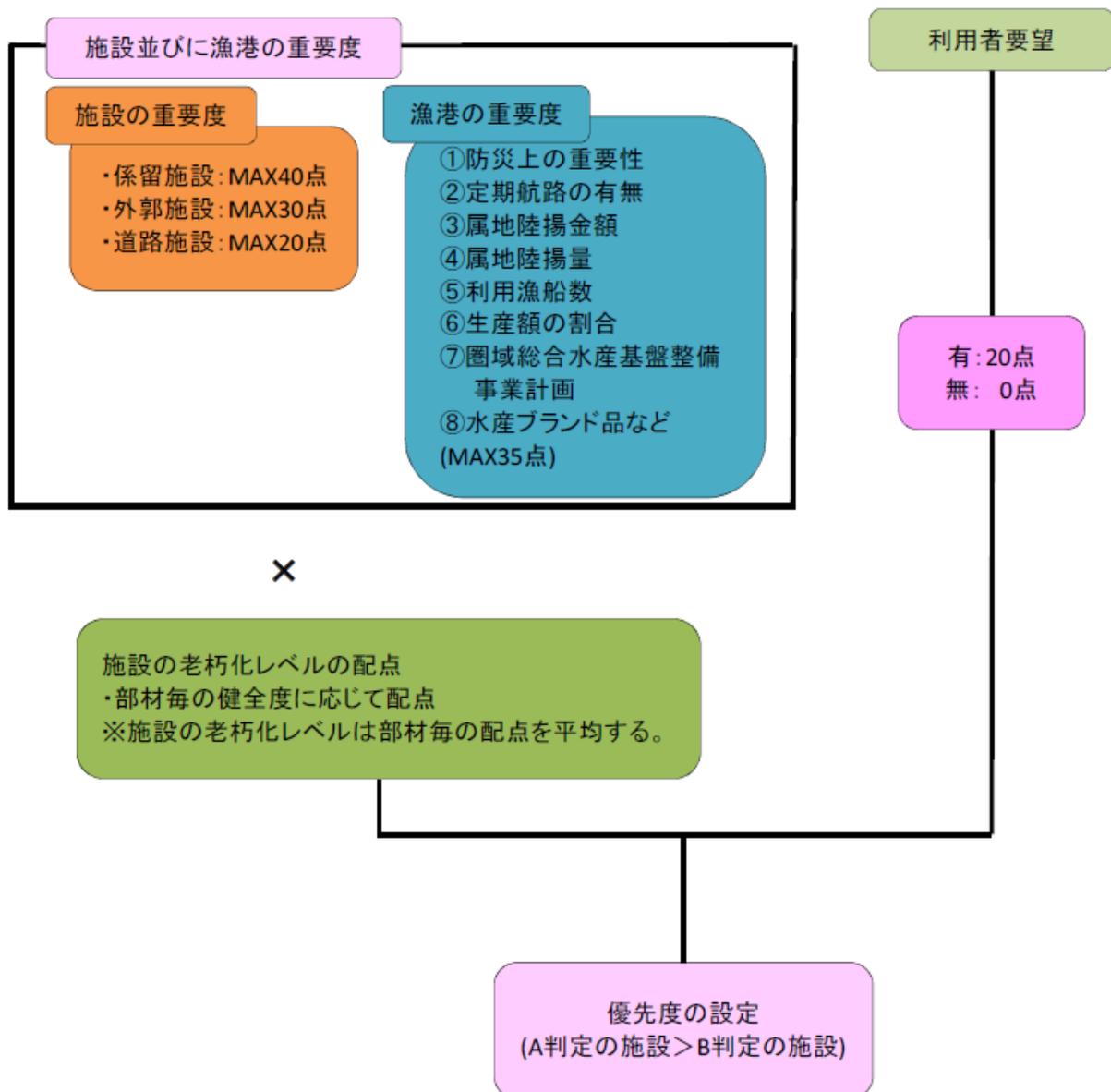


図-4.1 優先度の設定方法

(1) 施設の老朽化レベルの評価

施設の老朽化レベルは、安全性に及ぼす影響度(I、II、III)に応じた部材ごとの健全度(A、B、C、D) に対するの評価点を設定し、各部材の評価点の平均を施設の老朽化レベルの評価点と設定する。

尚、実際の保全計画の際に単独で対策を実施することが少ない付属工等は除いて評価するものとする。

表-4.1 老朽化レベルの配点

安全性に及ぼす影響度	健全度			
	A	B	C	D
I	2.0	1.8	1.6	1.0
II	1.8	1.6	1.4	1.0
III	-	-	1.1	1.0

(2) 漁港重要度の評価

漁港重要度は、①防災上の重要性、②定期航路の有無、③属地陸揚金額、④属地陸揚量、⑤利用漁船数について、項目ごとに評価を行う。また、漁港整備に当って、地域振興の観点からも重視し、ストックマネジメントにおいて地域特性に応じた機能保全対策を実施できるように配慮して、⑥圏域総合水産基盤整備事業、⑦水産ブランド品、水産業による町おこしの取り組みの有無に関する項目を追加した。

各項目の評価配点を下表に示す。

表-4.2 漁港重要度評価における配点

項目	ランク	評価の内容	配点
①防災上の重要性	A	防災拠点漁港、または、大規模災害時に孤立する恐れがある可能性がある集落を有する漁港	5
	B	避難漁港	3
	C	上記以外の漁港	1
②定期航路の有無	A	定期航路有り	5
	B	-	-
	C	定期航路無し	1
③属地陸揚金額	A	年間陸揚金額5億円以上	5
	B	年間陸揚金額1億円～5億円未満	3
	C	年間陸揚金額1億円未満	1
④属地陸揚量	A	年間陸揚量 3,000トン以上	5
	B	年間陸揚量 1,000トン～3,000トン未満	3
	C	年間陸揚量 1,000トン未満	1
⑤利用漁船数	A	100隻以上	5
	B	50隻～100隻未満	3
	C	50隻未満	1
⑥生産額の割合 (水産業関連生産額/市町村内産業主体生産額)	A	10.0%以上	5
	B	5.0%～10.0%未満	3
	C	50%未満	1
⑦圏域総合水産基盤整備事業計画	A	流通拠点基地に該当する漁港	5
	B	中核的生産基地に該当する漁港	3
	C	上記以外の漁港	1
⑧水産ブランド品、水産業による町おこしの取り組み	A	該当品有り	5
	B	-	-
	C	該当品無し	1

(3) 施設重要度の評価

施設重要度は、係留施設、外郭施設など施設別に設定し、①防災上の重要性、②施設規模、③維持管理の難易度、④改良計画の有無など、評価項目ごとにA、B、Cの3段階のランク分けを行い、項目ごとの評価点の総計を評価値とした。尚、施設種別の配点に際し、施設の本来性能を踏まえ重み付けを図るため各施設の評価値の最大値を以下のように設定した。

- ・係留施設は、表-参 7.1 に基づき設定する。(最大 40 点)
- ・外郭施設、道路、用地については、係留施設の表をもとに下表のように設定した。

表-4.3(1) 施設重要度評価における配点(係留施設) MAX40 点

項目	ランク	評価の内容	配点
①防災上の重要性	A	耐震岸壁に該当する	10
	B	耐震岸壁でないが防災上重要な施設	5
	C	上記以外の施設	1
②サービス水準	A	衛生管理施設がある施設	10
	B	水産関連施設がある施設	5
	C	上記以外の施設	1
③水深ランク	A	水深-5.0m以上	10
	B	水深-3.0m以上、-5.0m未満	5
	C	水深-3.0m未満	1
④現計画	A	改良計画がない	10
	B	-	-
	C	廃止または改良計画がある	1

「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(案)」

平成 27 年 5 月改訂/水産庁漁港漁場整備部 P 参考 P7-3 より

表-4.3(2) 施設重要度評価における配点(外郭施設) MAX30 点

項目	ランク	評価の内容	配点
①防災上の重要性	A	-	-
	B	防災上重要な施設	5
	C	上記以外の施設	1
②サービス水準	A	-	-
	B	水産関連施設がある施設	5
	C	上記以外の施設	1
③水深ランク	A	水深-5.0m以上	10
	B	水深-3.0m以上、-5.0m未満	5
	C	水深-3.0m未満	1
④現計画	A	改良計画がない	10
	B	-	-
	C	廃止または改良計画がある	1

表-4.3(3) 施設重要度評価における配点(道路施設) MAX20 点

項目	ランク	評価の内容	配点
①防災上の重要性	A	-	-
	B	防災上重要な施設	5
	C	上記以外の施設	1
②サービス水準	A	-	-
	B	水産関連施設がある施設	5
	C	上記以外の施設	1
③水深ランク	A	-	-
	B	-	-
	C	-	-
④現計画	A	改良計画がない	10
	B	-	-
	C	廃止または改良計画がある	1

表-4.3(4) 施設重要度評価における配点(用地施設) MAX15 点

項目	ランク	評価の内容	配点
①防災上の重要性	A	-	-
	B	-	-
	C	-	-
②サービス水準	A	-	-
	B	水産関連施設がある施設	5
	C	上記以外の施設	1
③水深ランク	A	-	-
	B	-	-
	C	-	-
④現計画	A	改良計画がない	10
	B	-	-
	C	廃止または改良計画がある	1

表-4.4 各施設の優先度の設定一覧(B判定の施設)

漁港	漁港の 平塚区 が漁港 番号	施工 区分	施設 種類	施設名	総合 評価	優先度の設定																																						
						施設老朽化レベルの設定				施設重要度の評価							漁港重要度の評価											利用者要望		合計 点数	優先 順位													
						部材名	影響度	評価 ランク	点数	施設の 平均点	①防災上の 重要性	②サービス 水準	③水深ランク	④現計画		小計	①防災上の 重要性	②定期航路 の有無	③異地陸揚 金額	④異地陸揚 量	⑤利用漁船 数	⑥生産額の 割合	⑦異域総合水準 高規格漁業集積 地	⑧水産ブランド 品など	小計	有無	点数																	
														④現計画	小計																													
今津	1	外郭	防波堤	防波堤	B	施設全対	I	C	1.6	1.7	C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	8	無	0	18.70	2				
						本体工	I	B	1.8		C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	8	無	0	18.70	2	
	3	外郭	護岸	1号護岸	B	施設全体	I	C	1.6	1.5	C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	8	無	0	16.13	2				
						本体工	I	B	1.8		C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	8	無	0	16.13	2		
						背後地	I	D	1.0		C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	8	無	0	16.13	2		
	23	外郭	護岸	8号護岸	B	施設全体	I	D	1.0	1.3	C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	14	無	0	22.10	2				
						本体工	I	C	1.6		C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	C	1	14	無	0	22.10	2		
						上部工	II	B	1.6		C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	14	無	0	22.10	2
						背後地	I	D	1.0		C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	14	無	0	22.10	2
	26	外郭	護岸	9号護岸	B	施設全体	I	B	1.8	1.4	C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	14	無	0	23.80	2				
						本体工	I	D	1.0		C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	C	1	14	無	0	23.80	2		
						上部工	II	D	1.0		C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	14	無	0	23.80	2
						背後地	I	B	1.8		C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	14	無	0	23.80	2
	60	外郭	防砂堤	防砂堤	B	施設全体	I	D	1.0	1.2	C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	14	無	0	20.40	4				
						上部工	II	D	1.0		C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	C	1	14	無	0	20.40	4		
						本体工	I	B	1.8		C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	C	1	14	無	0	20.40	4		
						消波工	II	D	1.0		C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	C	1	14	無	0	20.40	4		
	10	輸送	臨海 道路	今津漁港道路	B	舗装	I	B	1.8	1.3	C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	8	無	0	13.93	4				
						ガードレール	III	D	1.0		C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	8	無	0	13.93	4		
						その他	III	D	1.0		C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	8	無	0	13.93	4		

表-4.5 各施設の優先度の設定一覧(A判定の施設)

漁港	漁港の平面図対象番号	施工区分	施設種類	施設名	総合評価	優先度の設定																																		
						施設老朽化レベルの設定				施設重要度の評価						漁港重要度の評価														利用者要望		合計 点数	優先 順位							
						部材名	影響度	評価 ランク	点数	施設の 平均値	①防災上の 重要性	②サービス 水準	③水深ランク	④視計画	小計	①防災上の 重要性	②定期航路 の有無	③異地陸揚 金額	④異地陸揚 量	⑤利用漁船 数	⑥生産額の 割合	⑦圏域総合水深 基準超過率等計画 面	⑧水深ブランド 高など	小計	有無	点数														
今津	2	外郭	導流堤	導流堤	A	岸壁法線	I	D	1.0	1.5	C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	C	1	8	無	0	16.50	1
						本土工	I	A	2.0																															
	46 47 48	水域	泊地	泊地	A	水深	I	A	2.0	2.0	C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	14	無	0	34.00	1
	16	水域	航路	磯航路	A	水深	I	A	2.0	2.0	C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	14	無	0	34.00	1
50	水域	航路	鍋島航路	A	水深	I	A	2.0	2.0	C	1	C	1	C	1	B	-	3	C	1	C	1	B	3	C	1	A	5	C	1	C	1	C	1	14	無	0	34.00	1	

早期の補修対策の実施が望まれる A 判定の施設を優先的に補修対策を実施するものとし、各施設の補修対策の優先順位を以下に示す。

表-4.6 各施設の補修対策の優先順位

漁港	順番	漁港の 平面図 対象番号	施設区分	施設種類	施設名	総合評価	合計 得点	優先 順位
今津	18, 19, 20	46, 47, 48	水域	泊地	泊地	A	34.00	1
	25	16	水域	航路	磯航路	A	34.00	1
	26	50	水域	航路	鍋島航路	A	34.00	1
	2	2	外郭	導流堤	導流堤	A	16.50	4
	7	26	外郭	護岸	9号護岸	B	23.80	5
	6	23	外郭	護岸	8号護岸	B	22.10	6
	22	60	外郭	防砂堤	防砂堤	B	20.40	7
	1	1	外郭	防波堤	防波堤	B	18.70	8
	3	3	外郭	護岸	1号護岸	B	16.13	9
6	23	輸送	臨海道路	今津漁港道路	B	13.93	10	

5. 日常管理計画(点検診断の実施時期)

機能保全における施設の日常管理について、漁港施設の供用に伴い実施する点検の種類及び管理水準を以下「」に示す。今後、点検を行った結果については、具体的に調査シートに記録して保存しておくものとする。

表-5.1 点検の種類及び管理水準(例)

点検の種類	目的・内容	頻度等
日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易調査において把握された老朽化の進行状況の確認、新たな老朽化の発見のため。 ・簡易調査(簡易項目)の様式5に沿った目視(陸上)調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね1年に1回以上。臨時点検と併せ1年に複数回実施することが望ましい。 ・2人体制。
臨時点検	<ul style="list-style-type: none"> ・台風等による高波浪の来襲後、一定規模以上の震度の地震発生後や船舶の衝突等事案が発生した場合、施設の変状損傷の有無等の把握のため。 ・簡易調査(簡易項目)の様式5に沿った目視(陸上)調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記事案発生後可能な限り速やかに実施。 ・2人体制。
定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の対策実施時期等、機能保全計画書の見直しのため。 ・直近の日常点検結果を踏まえ簡易調査(重点項目)を実施(様式6～様式9までを整理)必要に応じ詳細調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね10年に1回

点検の種類と管理水準を踏まえ、初回点検における施設ごとの老朽化度を加味して、点検種類に応じた今後の点検の実施時期を下表のように設定した。

表-5.2 施設の総合評価に対する点検の種類と実施時期(参考)

総合評価	定期点検		詳細点検	臨時点検
	対策前	対策後		
A	1回/1年	1年経過時 その後1回/5～10年	定期点検で施設の機能にかかわる変状が認められた段階	台風通過後、 一定規模以上の地震発生後
B	1回/3年	1年経過時 その後1回/5～10年		
C	1回/5～10年	-		
D	1回/10年	-		

※上表の点検頻度は目安とし、現状の変状度合を勘案して施設単位で頻度の見直しを図るものとする。

※A,B判定の施設は、補修対策後の1年経過した時点で点検を行うこと。

※A,B判定の施設は、補修対策後にはC又はD判定と判断されることから定期点検の頻度は1回/5～10年程度とした。

※A判定の施設は、便宜上対策前の点検頻度を示しているが、施設の機能低下を生じているため早急な補修対策を実施すること。

※日常点検等で、異常が見受けられる施設は、その都度点検の実施を検討するものとする。

上記に基づき設定した施設ごとの点検の実施時期を次頁に示す。

表-5.3 施設ごとの点検診断の実施時期一覧表(1)

漁港	漁港の 早年度 対象番号	施設 区分	施設 種類	施設名	建設又は 取得の年月日	竣工年	経過 年数	調査項目			総合 評価	調査結果・考察等						点検の種類と実施時期						
								簡易調査		詳細 調査		主要部材・その他部材		付帯施設		初回点検	定期点検		備考					
								簡易 項目	重点 項目			主な変状状況		対象 の部材	対象箇所		変状状況	対象 の部材		対象箇所	点検頻度	次回の定期点検時期		
今津	外郭	護岸	1	防波堤	防波堤	S34.3.31	1959	57	○	○		B	本体工に経年の劣化によりひび割れや腐蝕が進行しており、このまま放置した場合には安定性の低下が懸念される。	○	本体工	-	x	-	H28年度	1回/3年 (1年後、1回/5～10年)	H31年度 ※対策後は見直す	点検頻度の()内は、対策後の点検頻度を示す。		
			2	導流堤	導流堤	S34.3.31	1959	57	○	○		A	本体工に経年の劣化により断面の薄化や欠落が進行しており、既に安定性が低下していると考えられる。	○	本体工	-	x	-	H28年度	1回/1年 (1年後、1回/5～10年)	H29年度 ※対策後は見直す	点検頻度の()内は、対策後の点検頻度を示す。		
			3	1号護岸	1号護岸	S35.3.31	1960	56	○	○		B	本体工に経年の劣化によりひび割れや腐蝕が進行しており、このまま放置した場合には安定性の低下が懸念される。	○	本体工	-	x	-	H28年度	1回/3年 (1年後、1回/5～10年)	H31年度 ※対策後は見直す	点検頻度の()内は、対策後の点検頻度を示す。		
			4	2号護岸	2号護岸	S34.3.31	1959	57	○			-	本体工にコンクリートのひび割れや変色が見られるため、今後、簡易調査(重点項目)を実施する必要がある。	x	-	-	x	-	H28年度	1回/10年	H38年度			
			19	7号護岸	7号護岸	S55.3.31	1980	36	○			-	本体工に鉄筋の露出が見られるため、今後、簡易調査(重点項目)を実施する必要がある。	x	-	-	x	-	H28年度	1回/10年	H38年度			
			23	8号護岸	8号護岸	S58.3.31	1983	33	○	○(潜)		B	上部工に経年の劣化によりひび割れや腐蝕が進行しており、このまま放置した場合には安定性の低下が懸念される。	○	上部工	-	x	-	H28年度	1回/3年 (1年後、1回/5～10年)	H31年度 ※対策後は見直す	点検頻度の()内は、対策後の点検頻度を示す。		
			26	9号護岸	9号護岸	H1.3.31	1989	27	○	○(潜)	ファイブスコープ	B	護岸の動きに伴い水辺のコンクリートの低下が発生しており、5cm程度の空割が確認されたが、経年の積み重ねられる。	○	水叩工	-	x	-	H28年度	1回/3年 (1年後、1回/5～10年)	H31年度 ※対策後は見直す	点検頻度の()内は、対策後の点検頻度を示す。		
			38	10号護岸	10号護岸	H10.3.31	1998	18	○			-	防波堤側に目地開き・目地欠し、本体工にひび割れ・欠損、背後側に目地開き・ひび割れ・欠損が見られるため、今後、簡易調査(重点項目)を実施する必要がある。	x	-	-	x	-	H28年度	1回/10年	H38年度			
			38-1	10号護岸	10号護岸	"	"	"	○	○(潜)		C	主体的に整備を計っており、防波堤側で部分的に鉄筋が露出し、錆が発生しているが、現時点では構造物に影響する程度ではなく経過を観察する必要がある。	x	-	-	x	-	H28年度	1回/5～10年	H33～H38年度			
			61	12号護岸	12号護岸	S61.3.31	1986	30	○			-	構造物にかかわる劣化は認められなかった。	x	-	-	x	-	H28年度	1回/10年	H38年度			
			6	係留	物揚場	1号物揚場	1号物揚場	S38.3.31	1963	53	○	○		C	エピアの経年の低下、ひび割れ、本体工の経年のひび割れが所々に見られるが、現時点では構造物に影響する程度ではなく経過を観察する必要がある。	x	-	-	x	-	H28年度	1回/5～10年	H33～H38年度	
			7			2号物揚場	2号物揚場	S39.3.31	1964	52	○	○		C	エピアの経年の低下、ひび割れが所々に見られるが、現時点では構造物に影響する程度ではなく経過を観察する必要がある。	x	-	-	x	-	H28年度	1回/5～10年	H33～H38年度	
			24			3号物揚場	3号物揚場	S60.3.31	2011	5	○			-	岸壁法面に目地開き、エピアの上部工にひび割れ、本体工に欠損が見られるため、今後、簡易調査(重点項目)を実施する必要がある。	x	-	-	x	-	H28年度	1回/10年	H38年度	
			30			4号物揚場	4号物揚場	H3.3.31	1991	25	○	○(潜)	ファイブスコープ	C	若干構造物の動きが見られるが、構造物にかかわる劣化は認められなかった。	x	-	-	x	-	H28年度	1回/5～10年	H33～H38年度	
			45			5号物揚場 浮桟橋(POH)	5号物揚場 浮桟橋(POH)	H9.3.31	1997	19	○	○(潜)		D	構造物のひび割れが所々に発生しているが、現時点では構造物への影響はなく経過を観察する必要がある。	○	ポンツーン	-	x	-				
						連絡橋	連絡橋	"	"	"	○	○		C	若干劣化が見られるが現時点では構造物に影響する程度ではなく経過を観察する必要がある。	○	渡橋	-	x	-	H28年度	1回/5～10年	H33～H38年度	
						係留杭 φ600×14	係留杭 φ600×14	"	"	"	○	○(潜)	肉厚	D	構造物にかかわる劣化は認められなかった。	○	係留杭	-	x	-				
						6号物揚場 浮桟橋(鋼製)	6号物揚場 浮桟橋(鋼製)	H22.3.31	2010	6	○	○(潜)	電位・電阻	C	エピアの腐食の進行が所々に認められる。現時点では構造物に影響するものではないが予防保全の観点から留意される。	○	ポンツーン	-	x	-				
						連絡橋	連絡橋	"	"	"	○	○		D	構造物にかかわる劣化は認められなかった。	○	渡橋	-	x	-	H28年度	1回/5～10年	H33～H38年度	
	係留杭 φ550×10、φ700×11	係留杭 φ550×10、φ700×11	"			"	"	○	○(潜)	肉厚・電位	D	構造物にかかわる劣化は認められなかった。	○	係留杭	-	x	-							
5	船揚場	船揚場	船揚場			S38.3.31	1963	53	○	○		C	斜張脚に若干目地ずれがあり、構造物に若干ひび割れが発生しているが、現時点では構造物に影響する程度ではなく経過を観察する必要がある。	x	-	-	x	-	H28年度	1回/5年	H33年度			
37		船揚場	船揚場			H4.3.31	1992	24	○			-	船揚場、斜張脚に目地開きやひび割れ、欠損が見られるため、今後、簡易調査(重点項目)を実施する必要がある。	x	-	-	x	-	H28年度	1回/10年	H38年度			

表-5.4 施設ごとの点検診断の実施時期一覧表(2)

漁港	漁港の 早業区 対象番号	施設 区分	施設 種類	施設名	建設又は 取得の年月日	竣工年	経過 年数	調査項目			調査結果・考察等						点検の種類と実施時期									
								簡易調査		詳細 調査	総合 評価	主要部材・その他部材			付帯施設			初回点検	定期点検		備考					
								簡易 項目	重点 項目			主な変状状況	対策 の要否	対象箇所	変状状況	対策 の要否	対象箇所		点検頻度	次回の定期点検時期						
今津	46	水域	泊地	泊地	H20.3.31	2008	8	○	○	深淺調査	A	水深の2割以上の範囲で水深が不足しており、構造物保全対策の検討が必要である。	○	泊地	-	×	-	H28年度	1回/1年 (1年後、1回/3～10年)	H29年度 ※対策後は見直す	点検頻度の()内は、対策後の点検頻度を示す。					
								47	泊地	H20.3.31	2008	8	○	○	深淺調査	A	水深の2割以上の範囲で水深が不足しており、構造物保全対策の検討が必要である。	○	泊地	-	×	-	H28年度	1回/1年 (1年後、1回/3～10年)	H29年度 ※対策後は見直す	点検頻度の()内は、対策後の点検頻度を示す。
								48	泊地	H20.3.31	2008	8	○	○	深淺調査	A	水深の2割以上の範囲で水深が不足しており、構造物保全対策の検討が必要である。	○	泊地	-	×	-	H28年度	1回/1年 (1年後、1回/3～10年)	H29年度 ※対策後は見直す	点検頻度の()内は、対策後の点検頻度を示す。
	21	外郭	防砂堤	防砂堤	S56.3.31	1981	35	○			-	上層工、木体工にひび割れ・7回っわえが見られるため、今後、補修調査(重点項目)を実施する必要がある。	×	-	-	×	-	H28年度	1回/10年	H38年度						
	60			防砂堤	H18.3.31	2006	10	○	○(潜)		B	木体工でひび割れや欠損が多く発生しているが、暫定断面であり経過を観察する必要がある。	×	-	-	×	-	H28年度	1回/3年 (1年後、1回/3～10年)	H31年度 ※対策後は見直す	点検頻度の()内は、対策後の点検頻度を示す。					
	63			防砂堤	H23.3.31	2011	5	○	○		D	構造物にかかわる劣化は認められなかった。	×	-	-	×	-	H28年度	1回/10年	H38年度						
	65			防砂堤	H27.3.31	2015	1	○	○(潜)		D	構造物にかかわる劣化は認められなかった。	×	-	-	×	-	H28年度	1回/10年	H38年度						
	16	水域	航路	磯航路	H14.10.7	2002	14	○	○	深淺調査	A	航路の2割以上の範囲で水深が不足しており、構造物保全対策の検討が必要である。	○	航路	-	×	-	H28年度	1回/1年 (1年後、1回/3～10年)	H29年度 ※対策後は見直す	点検頻度の()内は、対策後の点検頻度を示す。					
	50			磯島航路	H13.9.11	2001	15	○	○	深淺調査	A	航路の2割以上の範囲で水深が不足しており、構造物保全対策の検討が必要である。	○	航路	-	×	-	H28年度	1回/1年 (1年後、1回/3～10年)	H29年度 ※対策後は見直す	点検頻度の()内は、対策後の点検頻度を示す。					
	10	輸送	臨港 道路	今津漁港道路	S38.3.31	1983	53	○	○		B	構造物が全体的にひび割れが発生しているが、現時点では通行に影響する程度ではなく経過を観察する必要がある。	×	-	-	×	-	H28年度	1回/3年 (1年後、1回/3～10年)	H31年度 ※対策後は見直す	点検頻度の()内は、対策後の点検頻度を示す。					
59	今津漁港道路			H20.3.31	2008	8	○			-	構造物にかかわる劣化は認められなかった。	×	-	-	×	-	H28年度	1回/10年	H38年度							